

標 題 : 本部役職員賃金の改定について（通知）  
発信番号 : 自治労発2024第1408号  
発信日付 : 2024年11月25日  
宛先（団体） :  
宛 先 : 各県本部委員長様  
送信者（団体） : 全日本自治団体労働組合  
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

連日の取り組みに敬意を表します。

自治労本部は第6回中央執行委員会（2024年11月25日）において、本部役職員の賃金について次の通り改定することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

1. 給与改定について

東京都特別区職員行政職給料表（一）の改定にともない、自治労本部役職員給料表についても2024年4月に遡及して改定を行います。

2. 一時金の改定について

東京都の妥結結果に基づき年間支給月数を0.2月引き上げ4.85月、再雇用職員は0.10月引き上げ2.55月とします。6月期にすでに2.325月、再雇用職員は1.225月支給しているため、12月期は2.525月、再雇用職員は1.325月とします。

また、中央執行委員長の一時金については、東京都指定職適用職員の支給月数にあわせ、年間3.65月とし、6月期にすでに1.75月支給しているため、12月期は1.9月とします。

支給日は12月10日（火）とします。

計算方法は次のとおりです。

[ {（基本賃金＋扶養手当）×（100%＋地域手当率）}  
＋ {基本賃金×（100%＋地域手当率）×職務段階別加算額（率）}  
＋ 役職調整額もしくは（基本賃金×役職調整率）}  
× 支給割合 × 支給月数

3. その他

お問い合わせは、総合企画総務局総務担当（藤原）までお願いいたします。

T E L : 03-3263-0262 F A X : 03-5210-7422

添付ファイル :  
2024賃金改定【発文】.xlsx